



～徳島市危険ブロック塀等耐震化事業～



大きな地震等により塀が倒壊すると、人身への被害だけでなく避難や消火活動等にも支障をきたすおそれがあります。

徳島市では、大地震等による災害を未然に防止するため、道路に面する危険なブロック塀の撤去や、安全な工作物等に改修する費用の一部を補助します。

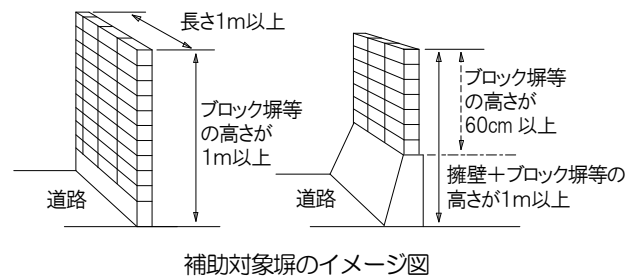
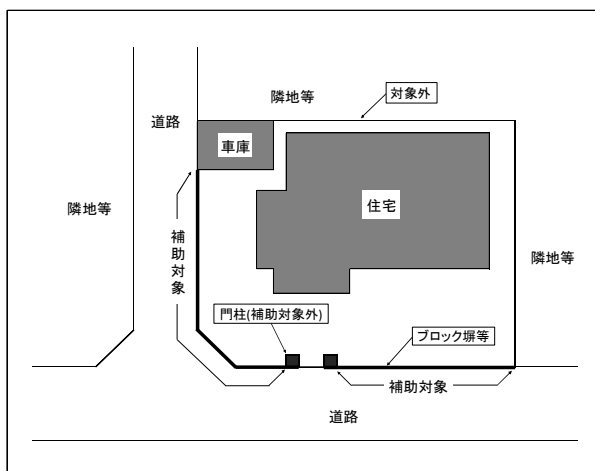
1 補助の対象となるブロック塀等

私道を含む建築基準法に規定する道路及び土地区画整理事業により築造された裏界通路などに面する危険性が高いと確認された「ブロック塀等」で

(1)長さ1m、道路からの高さが1m以上のもの

または、

(2)擁壁の上にあつて、長さ1m、擁壁を含む道路からの高さが1m以上、ブロック塀等の高さが60cm以上(コンクリートブロック塀にあつては3段以上)のもの



補助対象のイメージ図

※建築基準法に規定する道路:法第42条に規定する道路のこと

※裏界通路:土地区画整理事業で築造された幅員が4m未満の通路(いわゆる、衛生道路)のこと

※ブロック塀等

コンクリートブロック造、れんが造、石造その他の組積造による塀(フェンスその他これらに類するものとの混用の場合を含む)をいう

2 補助の対象となる工事

(1)ブロック塀等を撤去する工事(撤去工事)

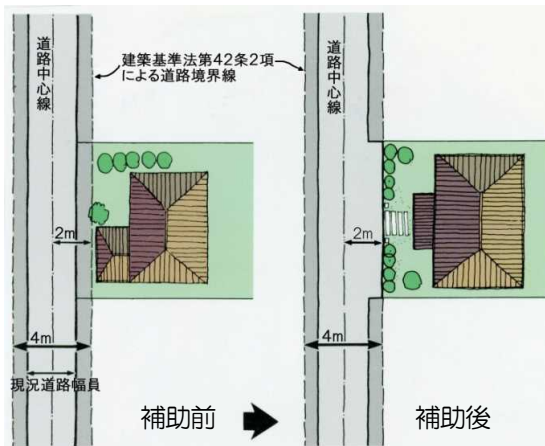
(2)ブロック塀等の高さを道路から40cm以下に減じる工事(改善工事)

(3)上記(1)または(2)に続いて、安全な工作物等に改修する工事(転換工事、設置工事)

※安全な工作物等に改修する工事:軽量なフェンス、木塀等に転換する工事及び生垣等を設置する工事

※前面道路の幅員が4m未満(法42条第2項道路)の場合、安全な工作物等の設置位置については、ご相談ください。

前面(補助対象)の道路が4m未満の場合



危険ブロック塀等耐震化事業では、幅員が4m未満の道路(裏界通路を除く)に面したブロック塀等を改修する場合、新たなフェンス・生垣などは、所定の位置[※]まで後退して設置してください。

※所定の位置とは

法42条第2項に規定する道路は、道路の中心から両側にそれぞれ2m(反対側が水路、川、がけ地等の場合は反対側の境界から4m)後退した線を道路境界線とみなし、その部分(セットバック内)に建築物(門、塀を含む)や擁壁を突き出して建築し、または築造することができません。

3 補助申請ができる方(次のすべてに該当する方)

- (1)危険性が高いブロック塀等の所有者若しくは管理者
- (2)市税の滞納がない

※所有者:配偶者及び親子を含みます

※補助対象地に建物の有無は問いません(更地も補助対象)

4 補助金額

- (1)撤去工事又は改善工事

補助対象工事費の3分の2と基準額(5,000円/m)のいずれか少ない額以内、かつ、一敷地につき最大10万円(千円未満切り捨て)

- (2)転換工事又は設置工事

補助対象工事費の3分の2に上記(1)の補助額を加算した額以内、かつ、一敷地につき最大20万円(千円未満切り捨て)

☞ 補助金の計算例

【長さ15mのブロック塀を撤去で、撤去費用が18万円、フェンス新設費用が30万円の場合】

[撤去補助額]

①120,000円(撤去費用 180,000円×2/3)

②75,000円(基準額 5,000円/m×15m) ① > ② ⇒ 撤去補助額: ② 75,000円

[フェンス新設補助額]

③200,000円(フェンス新設費用 300,000円×2/3)

[補助額]

②+③=75,000円+200,000円=275,000円 ⇒ 補助額: 200,000円(限度)

5 注意事項

- (1)次のいずれかに該当する場合は補助の対象外となります。

- ①販売を目的として整地や解体等をする際にブロック塀等の撤去等を行う場合
- ②都市計画法第29条に規定する開発行為に伴うブロック塀等の撤去等を行う場合
- ③補助金交付決定の前に工事着手している場合
- ④ブロック塀等に対して、他の補助や補償を受けようとする場合又は受けている場合(狭あい道路整備事業、既存木造住宅耐震化促進事業など)

- (2)2項道路(幅員が4m未満)に面する場合

- ①補助を受けるには、法に適合するようセットバックをする必要があります。
- ②軽量なフェンス等へ転換する補助を受けるには、建築士等の設計及び工事監理が条件です。

6 手続きの流れ

(1)耐震化事業申請書の提出

※ご不明な場合は、お気軽に建築指導課までお問い合わせください

期間:4月1日より受付開始(土・日・祝日を除く)

受付:午前8時30分から午後5時まで(正午から0時45分までを除く)

場所:徳島市役所本庁舎4階 建築指導課 (各支所、コミセン、FAXでは受付できません)



◇申請に必要な書類

- ・危険ブロック塀等耐震化事業申請書※
- ・付近見取図(住宅地図)
- ・ブロック塀等の位置、延長、高さ及び道路等の幅員を記入した図面(手書きのもの可)
- ・撤去前のブロック塀等のカラー写真(全景及び不適合が確認できるもの)
- ・別表第1又は別表第2のブロック塀等点検表※ 等



※申請書等の様式は、建築指導課で配布しているほか、市ホームページからダウンロードもできます。



先着順に受付けます。予算に達した場合、状況によっては受付を終了する予定です。

↓書類審査(補助の可否を検討) → 否(補助対象外)

内定通知(市が通知します)



(2)事業計画書の提出

(内定通知から30日以内又は内定のあった年度の2月末のいずれか早い日までに提出してください)



◇事業計画に必要な書類

- ・事業計画書※
- ・工事見積書
- ・工事内容が確認できる書類※ 等



(補助メニューごとに提出する書類が異なるため「内定通知」をお送りする時に一覧を送付します)

↓書類審査(現地確認)

交付決定通知(市が通知します)

決定通知を受けた後、契約し工事に着手してください。



(3)工事着手

◆工事を変更・中止する場合は、変更申請書・中止(廃止)申請書を提出してください。

(注)工事の内容変更により、費用が増加になっても、交付決定通知に記載した交付決定額は増額できません。

また、撤去(改善)から転換(設置)へ工事を変更した場合も補助金は増額されません。



工事完了



(4)完了実績報告書の提出

申請した年度の2月末までに提出してください



◇完了実績報告書に必要な書類

- ・完了実績報告書※
- ・補助金清算書※
- ・工事契約書の写し
- ・工事代金領収書の写し
- ・工事写真(しゅん工後) 等



↓書類審査(現地確認)

額の確定通知(市が通知します)



(5)請求書の提出



補助金交付 指定された口座に振り込みます



◆この補助制度に関するお問い合わせは、

都市建設部 建築指導課（本庁舎4階）まで

TEL 088-621-5272

FAX 088-621-5273